

## 横浜市市民協働条例補足資料

### ○「協働」

「協働」とは、

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、  
相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと

『協働推進の基本指針』より

### ○「市民等」

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

### ○「自主事業」

第11条 市民協働条例を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業  
以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了し  
たときも同様とする。

#### <自主事業の例>

- ・市民協働事業を行う市民等の本来事業
  - ・来場者への飲食等の提供・販売等
  - ・協働事業を行ってきた成果について冊子をまとめ、有償で販売をする
  - ・会議室の空いている時間を活用し、講座を開催する
  - ・イベントを行う協働事業で、イベント内で出展者の作品や著書・関連商品等の販売をする等
- 『横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き』P36～37

### ○「市民協働」

「市民協働」とは、

公共的又は公益的な活動及び事業 を横浜市と 市民等 とが協力して行うこと

『横浜市市民協働条例』第2条第2項

### ○「公共的又は公益的な活動及び事業」

公共的な活動・事業とは

- 一般に開かれた活動であり、参加を希望する人は誰もがいつでも参加することができ、利益を受けることができる活動のこと。
- 参加するにあたり、特別な条件等を必要とせず、「参加の機会」や「成果の活用」について誰でもアクセスができ、利用することが可能であること。
- 事業の目的も市民に広く利益をもたらすものでなければならない。

### 公益的な活動・事業とは

- 広く社会の利益にかなうもの
- 構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的とするものは除外される。

『横浜市が協働を進める際の「公共的又は公益的な活動や事業」の考え方について～よりよい協働をすすめるために～』P3

#### ○「市民公益活動」

第2条 3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断した時は、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) ～ (3) 省略

(4) 営利を主たる目的とする活動

### 「営利を主たる目的とした活動ではないこと」とは

- 事業で得た利益（事業で得た収益から事業を進めるにあたり必要となる人件費等の経費を差し引いたもの）を私的に分配することを目的とした活動が「営利活動」です。
- そのような活動を「主たる目的」としていないかどうか、協働事業の目的や内容、事業成果の活用方法なども含めて、総合的に判断する必要があります。

『横浜市が協働を進める際の「公共的又は公益的な活動や事業」の考え方について～よりよい協働をすすめるために～』P4

#### <参考>

- ・横浜市市民協働条例

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.html>

- ・協働契約について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/kyodokeiyaku/20141113151808.html>

協働契約についてのお問合せ先  
横浜市市民局市民活動支援課  
横浜市桜木町1-1-56 みなとみらい2 1 クリーンセンタービル7階  
TEL : 045-227-7315 FAX : 045-223-2032  
MAIL : sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp